指定地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホームもりの家サテライト

運 営 規 程

社 会 福 祉 法 人 霞 桜 会 茨城県土浦市北荒川沖町 8 番 1 号

指定地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特別養護老人ホームもりの家サテライト運営規程

(事業目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人霞桜会(以下「事業者」という。)が開設する指定地域 密着型介護老人福祉施設地域密着型特別養護老人ホームもりの家サテライト(以下「施 設」という。)の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定め、 施設設備を活用し、施設の従業者が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な地域密着 型施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、利用者が長年にわたり住み慣れた地域において、安らぎのある心豊かな 毎日を送っていただける小規模で家族的な施設を目指し、おひとりおひとりの支援を行 うものとする。
- 2 施設は、事業の実施にあたって利用する高齢者等の意思および人格を尊重して、常に 高齢者の立場に立って地域密着型施設サービスの提供に努力するものとする。また、利 用する高齢者の自立支援を念頭において、サービスの提供を行うものとする。
- 3 職員は、利用者が可能な限り居宅において生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の提供その他日常生活上の世話、機能訓練を行うとともに、他の居宅サービス事業所並びにその他保険医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行うものとする。

合わせて、地域と連携を図り地域社会に貢献できるよう努めるものとする。

- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に職員に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するに当たっては、 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用 し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「土浦市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」に定める 内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称、所在地および定員は、次の通りとする。
 - (1) 名称 地域密着型特別養護老人ホームもりの家サテライト
 - (2) 所在地 茨城県土浦市乙戸 230-1
 - (3) 定員 29名 (3ユニット)

(施設の職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名(常勤 本体施設と兼務) 管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤 本体施設と兼務) 利用者の健康状況に注意し、健康維持管理の為の適切な措置をとるとともに職員の健康管理も併せて行う。
- (3) 生活相談員 1名(常勤) 利用者および家族からの相談に応じて、必要な助言その他の援助を行うとともに、 職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整を行う。また、苦情を受付けする

窓口を担当する。
(4)介護支援専門員 1名(常勤 本体施設と兼務)

地域密着型施設サービス計画(ケアプラン)の作成を行う。

- (5) 看護職員 1<mark>名以上</mark>(常勤、非常勤) 利用者の日々の健康状態の確認、保健衛生上の指導、看護業務を行う。
- (6) 介護職員 9名以上(介護及び看護職員については利用者の数が3又はその端数 を増すごとに1名以上とする)利用者の日常生活の介護、相談、援助業務を行う。
- (7)機能訓練指導員 1名(非常勤、本体施設と兼務) 日常生活を営むのに必要な機能改善、身体機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1名(常勤 本体施設と兼務) 給食の献立の作成、利用者の栄養指導および調理員の指導を行う。また委託調理 員との連携を図る。
- (9) 事務職員 1名(常勤 本体施設と兼務) 経理、庶務等の必要な事務処理を行う。
- (10) 当直 2名 (非常勤) 当直業務を行う。

(地域密着型施設サービス計画の内容)

- 第5条 地域密着型施設サービスの内容は、次の通りとする。
 - (1) 利用の対象者は、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅において日常生活を営むことが困難である高齢者等とする。
 - (2) サービスは、次条に定める地域密着型施設サービス計画に基づき、特に次の点に 留意して提供する。
 - ①常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

- ②懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービス提供等に ついて理解しやすいように説明する。
- ③介護技術の進歩に対して適切な介護技術をもってサービス提供を行う。
- ④利用者本人や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をしてはならない。
- ⑤衛生管理、感染症の発生状況に細心の注意を払わなければならない。
- ⑥利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴または清拭を行う。 また、排泄、離床、着替え、整容等に関して必要かつ適切な介護を行う。
- ⑦利用者の栄養状態、身体状況、嗜好、提供時間および自立支援等に配慮して食事を提供する。
- ⑧利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- ⑨利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- ⑩退所にあたっては、居宅介護支援事業所、他の保険医療福祉サービス提供者等 と連携して必要な援助を行う。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、 サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に 配慮して、サービス目標や当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載し た地域密着型施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、地域密着型施設サービス計画の原案を作成し利用者、家族に対しその内容等についての説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の職員と連携をとり、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握する。

(利用料その他の費用の額および額の変更)

- 第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣の定める基準による ものと、事業者が独自に定めた基準によるものとする。当該サービスが法定受領サービ スであるときは、厚生労働大臣が定める基準によるものの1割の額と、事業所が独自定 めた基準の負担額とする。また、所得に応じた認定がなされた場合には、利用者の1割 負担金の減額・減免がなされる。
- 2 その他費用として、事業所が独自に定めたサービス(介護保険対象外サービス)で個 人負担が適当なものについては、実費、かかった費用の支払いを受けることができるも

のとする。

(1)食事の提供 1,500円/日

(2) 居室の提供 2,070円/日 (ユニット型個室)

(3)特別な食事の提供 実費

(4) 理美容サービス 1,000円/回(ヘアカット)

(5) レクリエーション、クラブ活動サービス 実費

(6) 貴重品・金銭出納管理サービス 2,000 円/月

(7) その他重要事項説明書の記載サービス 定めた金額

- (8) 利用者が日常生活を送る上で必要と思われるサービス 宝費
- 3 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に重要事項説明 書等の文書で説明した上で、署名(記名捺印)を受けることとする。

また、介護保険給付体系、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、利用者または家族に対し事前に文書で説明した上で、利用料を相当な額に変更することができる。

(貴重品の管理について)

第8条 利用者、家族の希望により、貴重品(預り金、預金通帳、印鑑、年金証書等)の 管理依頼を受けた場合は、利用者から貴重品管理依頼書を徴求の上、預り証を交付して 管理するものとする。当取扱いは、介護保険対象外サービスとして、別途、管理料を徴 求する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 利用者は、次に掲げる事項を厳守すること。
 - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
 - (2) 火気の取り扱いに注意する。
 - (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為を慎む。
 - (4) その他管理上必要な指示に従う。

(非常災害対策)

- 第 10 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を 作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出 その他必要な訓練を実施する。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携 に努めるものとする。

(衛生管理等)

- 第 11 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供にする水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品や医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) おおむね 3カ月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院等)

- 第 12 条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力病院を定める。 協力病院 筑波病院 牛久愛和総合病院
- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 協力病院 市村歯科医院

(個人情報の保護)

- 第13条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者又は家族の個人情報については、指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供

については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。 (苦情処理)

- 第14条 施設は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口(担当職員)を設置し、解決に向けての調査を 実施して改善の措置を講じて、利用者及び家族に説明するものとする。
- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する
- 3 施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書等の提示の求め又は質問照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携等)

- 第 15 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者施設が所在する圏域の地域ケアコーディネーター、在宅介護支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において、「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該 記録を公表するものとする。

(緊急時等における対応の方法)

第16条 施設は、サービス提供時期に利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他 緊急時の対応が必要と思われる場合は、速やかに主治医または施設が定めた協力医療機 関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救 急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第16条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を 講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実

が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための安全対策担当者の設置
- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待に関する事項)

- 第17条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置
- 2 施設は、サービス提供中、当該施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これ を市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第 18 条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。 ただし、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明 書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適切な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制 で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 施設は、全ての職員(看護師、準看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1)採用後6か月以内の研修
 - (2)継続研修年1回以上
- 2 職員は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持する ものとする。
- 3 職員であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密 を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を 職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか事業の運営は、介護保険法令および指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年3月24日厚生労働省令第34号)に則して実施する。

運営に関する重要事項は、霞桜会の理事長と管理者との協議に基づいて定めるものと する。

附則

この規定は、平成24年6月2日より施行する。 平成27年8月1日 改正 この規定は、令和3年7月1日より施行する。 この規定は、令和6年8月1日 改正